

平成16年度実績評価 事務事業進行管理表

事務事業名	高齢者の自立支援事業				財務会計上の位置付け	会計	款	項	目	細目	細々目
部等名	保健福祉部	課等名	介護高齢課	内線	5390	1	3	1	4	13	5
政策体系上の位置付け	政策	生き生き安心のまちづくり				関連計画、条例等	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画				
	施策	高齢者福祉の充実									
	基本事業										
事業区分	政策的事業	新規、継続区分	継続								
事業期間	H6年度～	年度	環境調整会議の必要性	なし							

【D0】(1)この事務事業は、次の目的を達成することを目ざします。

目的の記述	対象 (人や物、自然資源など)	対象の大きさを表す対象指標名と単位	対象指標の数値 (実績・現状)			
	在宅生活の独居、高齢者世帯等の者のうち実態把握調査により介護予防のアセスメントの必要性がある者、住宅改良の必要性がある者	実態把握調査を実施した者のうちアセスメントが必要な者及び住宅改良の必要性がある者の数。(推定1割)	当初(15)	17年度	750	
			16年度	372		
			当初(15)	17年度		
			16年度			
	意図 (成果は何か、対象をどうかえるか)	成果達成度を表す成果指標名と算定式・単位	成果指標の数値 (実績・目標)			
できる限り要介護状態になることなく健康で生き生きとした在宅生活を送る。	登録者の内サービスを受けた人の割合	当初実績(15)	最終目標			
		16目標	85	16実績	136	
		17目標	92			
		当初実績(15)	最終目標			
		16目標	5	16実績	1	
		17目標	5			

(2)意図を達成するために以下のことを取り組みます。

手段の記述	事業の全体概要(補足説明)	具体的活動内容(やり方、手順、詳細)	活動量を表す名称・単位	活動量の値
	要介護高齢者及びひとり暮らし高齢者に対し、要介護状態にならないための介護予防サービス、生活支援サービス、又は住宅改良補助を提供する事によりその自立と生活の質の確保を図る。 具体的には、生活支援型ホームヘルプサービス(介護保険に該当しないひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等で買い物、炊事、洗濯、掃除等の家事援助が必要な人にヘルパーを派遣する)、虚弱高齢者ショートステイ事業(介護保険に該当しない方で家庭の事情等により一時的に独居となり養護が必要になる場合に短期の宿泊を提供する)、食の自立支援事業(ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯等で調理困難な方に食事を配食し、併せて安否確認をする)、ひだまりで実施する介護予防事業(転倒予防、認知症予防等事業の実施と閉じこもり予防)、高齢者にやさしい住宅改良促進事業(介護保険以外又は介護保険を超える住宅改良)については自立支援の観点から必要性を検討し、サービスを提供する。	在宅で生活する独居、高齢者世帯の者に対して、できる限り要介護状態になることなく健康で生き生きとした老後生活を送れるように、生活支援ホームヘルプサービス、虚弱高齢者ショートステイ事業、食の自立支援事業、ひだまりで実施する介護予防事業、高齢者にやさしい住宅改良促進事業を提供する。	サービス利用実人数	10
			生活支援ホームヘルプサービス	
			食の自立支援	205
			住宅改良促進	1

<金額の単位:千円>		16予算額	16決算額	17予算額	
事業費	特定国庫支出金				
	特定県支出金	12,050	3,227	8,037	
	起債				
	財源その他	519	156	519	
	一般財源	3,865	1,338	3,847	
事業費計(A)		16,434	4,721	12,403	
人件費	正規職員所要時間	130	130	130	特定財源内訳 介護予防・地域支え合い事業 補助率 国2/4 県1/4 高齢者にやさしい住宅改良促進事業 補助率 県1/2
	臨時職員等所要時間				
	人件費計(B)	458	458	458	
	トータルコスト A+B	16,892	5,179	12,861	

(3)この事業目的の達成は、次の上位(政策や基本事業)目的の達成に結びつきます。

目的の記述	結果 (この事務事業の上位目的)	上位成果指標(例:施策の成果指標)と単位	上位成果指標の数値			
	住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる。	要介護・要支援認定者の出現率	16目標	16	16実績	
			17目標		16	
			16目標		16実績	
			17目標			

この事業を開始したきっかけ	事業を取り巻く状況の変化	事業に対する市民や議会の意見
高齢者の生活を支える措置事業としてヘルパー派遣事業・虚弱高齢者ショート事業は始められた。また、食の自立支援事業は配食サービスとして地区社協事業として発足。高齢者にやさしい住宅改良促進事業は、県の要領に基づいて実施。	介護保険開始時の予想を超えて要介護者が増加し、介護予防としての役割がますます高まっている。配食事業は食の自立支援事業として適正なアセスメントの導入がされている。	積極的に取り組んでほしいという要望が、市議会議員・NPO等から上がっている。

【 See (16年度の事業評価) 】

目的 妥当性 評価	(評価) 結びつく (その理由)			有効性 評価	(評価) 余地がある (その理由)			
	意図の達成が、結果に結びつくか	要介護状態にならない、介護度の重度化を防ぐ介護予防事業であり、事業の実施は自立を支援する。			成果(達成度)を向上させる余地はあるか?	在宅生活での自立した生活の支援と予防を目的とする事業の実施は、十分なアセスメントがなされた後提供されることにより、成果は向上する。		
対象の見直し、拡大、縮小の必要性は?	(評価) 必要性がある (その理由)				廃止・休止した場合の影響は?	(評価) 影響あり (その理由)	要介護者の増加が見込まれる。	
意図の見直しの必要性は?	(評価) 必要性がない (その理由)	サービス提供の可否を決定する際に十分なアセスメントの実施をしている。			類似事業の有無と統合の可能性(市以外の取組も含む)	(評価) 統合不可能 (類似事業名、理由)	民間の宅配弁当など類似事業はあるものの、対象者の生活習慣指導も含めての事業実施であり、統合は不可能。事業を補完する意味合いでの連携は可能である。	
市が関与する必要性は?	(評価) 必要ある (その理由)	介護予防の観点から関与は必要である。			効率性評価 成果を下げずに、事業費・人件費の削減は?	(評価) 不可能 (その理由)	市は実施主体であるがサービス提供事業所に委託している。	
					公平性評価 受益者は誰か? 負担の是非、程度は妥当か?	(評価) 妥当である (その理由)	生活支援ホームヘルプについては介護報酬を準用し、1割負担をしている。食の自立支援は食材費は全額負担。虚弱高齢者ショートについては食費等相当額を自己負担としており妥当。介護予防事業は受益者負担になじまない。	

【 Plan(改革改善案) 】

今後の事業の方向性	事業の方向性の具体化 (何を、いつまでにどうするか改革改善案)	改革改善案実施の課題と克服方法
<input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 別事業に統合 <input checked="" type="checkbox"/> 目的見直し <input type="checkbox"/> 事業のやり方改善 <input type="checkbox"/> 現状維持	高齢者にやさしい住宅改良促進事業については、現行どおりの実施。他の事業については、介護保険法の改正に伴う介護予防事業に吸収される見込み。18年度から実施できる体制(要綱・委託金額の決定等)づくりが必要。	国の介護保険法に関する改訂の情報が遅く、情報不足の状態。大枠で対応できる体制を確保していく。